

仕様書

この仕様書は、企画提案用に発注者が想定している内容を示したものです。
最終的な仕様書は受託者決定後、その企画提案内容を考慮し、川崎市が作成します。

1. 業務名

川崎港の仕事紹介デジタルコンテンツ制作業務委託

2. 目的

川崎港は、工業港、物流・エネルギー拠点として産業の一大集積地となっており、市民生活を支えている一方で、工業地帯というネガティブイメージや市内主要駅からのアクセスの不便さなど川崎港特有の立地や地域特性により、市民の認知度が高いとはいえない。

そのため、川崎港の港湾に関連する仕事においても、人材の確保や将来世代への情報発信は課題であり、解決に向けた取組を強化・加速していく必要がある。

令和6年に川崎市制100周年を迎えるにあたり、市民の暮らしを支える川崎港の仕事について、中高生向け仕事紹介デジタルコンテンツを作成し、次世代を担う中高生に川崎港を知ってもらい、川崎港の仕事を知ってもらい、知名度向上、魅力向上、将来の人材確保へつなげることを本業務の目的としている。

また、令和6年には港湾関連事業者等と連携した中高生向け川崎港の仕事体験プログラムの実施を予定しており、その参加へとつなげていくものとする。

(※ 中高生向け川崎港の仕事体験プログラムの詳細内容は未定であるが、本業務で制作する動画で紹介する仕事を体験プログラムで実施する予定)

3. 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4. 履行場所

川崎市内

5. 適用範囲

本業務の遂行に当たっては、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書並びに本市監督員の指示に従って行うものとする。

6. 委託内容

中高生をターゲットとして、川崎港で実際に行われている港湾に関連した仕事紹介デジタルコンテンツ（動画+WEB ページ）の企画立案及び制作を行う。中学、高校でのキャリアに関する授業や進路指導での活用も想定した内容にすること。

(1) 川崎港の仕事紹介動画の企画・制作

ア 本 数：4本程度

イ 長 さ：1本につき3～5分程度。（長さは港湾局と協議の上、決定する）

中高生が視聴することを想定して、適切な長さの動画を制作する。

ウ 掲載媒体：本業務で制作する WEB ページ、市ホームページ、YouTube などへの掲載を想定。

想定される掲載媒体に適した動画形式とすること。

- エ 内 容：川崎港コンテナターミナルに関する仕事（発注者が港湾事業者と調整して指定）を、働く人にフォーカスして紹介するものとし、中高生に仕事のやりがい、モチベーション、使命感等を伝え、興味・関心を高めるような内容とすること。
- ・動画には字幕を入れること。
 - ・必要に応じ、音楽、CG、アニメーション、イラスト等を用いて作成すること。著作権上の問題がないもの、更新にかかる費用等の必要のないものを使用すること。
 - ・動画を掲載する際のサムネイル画像を作成すること。

【参考】川崎港コンテナターミナルで働く人の例

ターミナルに船が入港する際に、

- ・コンテナ揚げ積みの作業スケジュールやターミナル内のコンテナの配置の決定、書類上の手続き等の業務を行う方々
- ・ガントリークレーン、RTG等の機械を操縦する方々
- ・船にコンテナを固定する器具の着脱、冷凍冷蔵機能を持つコンテナの電源の着脱、クレーン操縦者への合図出し等の業務を行う方々

- オ 取 材：動画制作に使用する映像を撮影し、必要な取材を行うこと。港湾事業者への取材依頼及び日程の調整は受託者決定後に発注者が行う。撮影場所は川崎港近辺を予定。

- カ そ の 他：動画データは、令和5年12月28日までに納品すること。
データの使用期間は5年程度を予定している。

(2) WEB ページの企画・制作

ア 以下の内容が含まれたWEB ページ（1 ページ）を企画・制作すること。

- ・(1) で制作した動画で紹介されている仕事に加え、発注者が提示した仕事4～5種程度について、川崎港のマップ上に示してわかりやすく説明
- ・(1) で制作した動画を埋め込む
- ・令和6年の中高生向け川崎港の仕事体験プログラム参加につなげるためのリンク等を掲載
- ・各仕事の説明のテキスト及び写真等は発注者が提供する。
- ・必要に応じ、CG、アニメーション、イラスト等を用いて作成すること。
著作権上の問題がないもの、更新にかかる費用等の必要のないものを使用すること。

イ サーバーの契約や期間中の保守は受託者が行い、かかる経費は本契約に含まれるものとする。
ドメイン名は川崎市が指定するものとする。

ウ かわさき GIGA スクール構想により整備された GIGA 端末で閲覧することを想定し、端末の画面仕様を考慮の上作成すること。

<GIGA 端末仕様>

- ・各校への導入端末：Chromebook（NEC 製）、iPad（第7世代）

エ 令和5年12月28日までに制作すること。それまでに確定しない情報（仕事体験プログラムに関する事等）は、確定次第 WEB ページに追記すること。

オ WEB ページのリリースは令和6年3月下旬（予定）とする。

(3) その他

- ア 本業務の実施にあたっては、企画責任者及び現場責任者を定め、実施計画書、作業表、日程表等を提出し、情報を一元管理の上、当該事業が円滑に進行するよう、本市と協議の上、適正に運営管理すること。
- イ テーマや構成については、発注者と協議の上、決定すること。また、進捗状況を綿密に発注者に報告し、発注者の必要に応じて、制作状況について報告及び資料を提供すること。
- ウ 本業務に係る撮影、編集、報告等の一切の経費（物品の調達、技術者謝礼、交通費、各種データ費等）はすべて事業費（契約金額）に含むこと。
- エ 本業務の完了後、速やかに業務完了届を作成し、市に提出すること。
- オ 撮影の際は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。
- カ 受託者は、関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。

7. 成果物

(1) 提出物

- ア 事業実施報告書 電子データ
- イ 製作データ（動画、ウェブサイトデータ等） 電子データ

(2) 提出場所

港湾局港湾振興部誘致振興課

(3) 提出期限

令和6年3月31日

なお、(1)イについては、公開前に関係者に配布するため、令和5年12月28日までに完成させること。令和5年12月28日以降に確定した情報を更新した場合は、再度最終版を提出すること。

8. 留意事項

- (1) 受託者は適宜、業務の進捗状況について本市に報告するとともに、協議、説明、承認を要する業務については都度、確認を取りながら業務を進めるものとする。
- (2) 本事業に係る成果品の著作権（上映、頒布、貸与、公衆送信及び二次利用権を含む。）は、成果品が引き渡された時点で本市に帰属するものとする。
- (3) 本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (4) 業務完了検査の結果、成果物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあることが発見されたときは、受託者は、市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (5) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 次年度別の事業者が本業務を請け負う場合は、その事業者に対し必要な引継ぎを確実に行うこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。
- (8) (7)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。